

一般財団法人神奈川県建築安全協会
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律
第 30 条に基づく認定に係る技術的審査業務手数料規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、一般財団法人神奈川県建築安全協会（以下「協会」という。）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 30 条に基づく認定に係る技術的審査業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、協会が実施する建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 30 条に基づく認定に係る技術的審査業務の手数料（以下「手数料」という。）について、必要な事項を定める。

(適用除外)

第 2 条 所管行政庁からの依頼による場合の手数料については、所管行政庁との契約に基づくものとし、この規定は適用しない。

(手数料の額)

第 3 条 業務規程第 19 条に規定する手数料は、別表に掲げるとおりとする。

(手数料の特例)

第 4 条 前条の規定にかかわらず、理事長が特に認めた場合は、手数料の額を減額することができる。

(計画変更手数料)

第 5 条 適合証が交付された後に行う計画の変更に係る手数料は、当初の申請において別表に掲げる単独申請の手数料が適用された場合は、単独申請の手数料の 2 分の 1 の額とし、併願申請の手数料が適用された場合は、併願申請の額とする。

(手数料の納入)

第 6 条 手数料の支払方法及び支払期日は、一般財団法人神奈川県建築安全協会建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 30 条に基づく認定に係る技術的審査業務約款に定めるものとする。

2 前項に定める銀行振込とする場合の振込手数料は、依頼者の負担とする。

(手数料の返還)

第 7 条 技術的審査の依頼の際に、協会が収納した手数料は返還しない。ただし、協会の責に帰すべき理由により、適合証が交付できなかった場合は、この限りでない。

(再発行手数料)

第 8 条 適合書の再発行を行う場合の手数料は、1 通につき 6,600 円（税込）とする。

附則

この規程は、平成28年6月1日より施行する。

この規程は、平成28年9月1日より施行する。

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年6月1日より施行する。

この規程は、令和元年6月1日より施行する。

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

この規程は、令和4年10月1日より施行する。

この規程は、令和6年4月1日より施行する。

この規程は、令和7年2月1日より施行する。

この規程は、令和7年4月1日より施行する。

別表 1【一戸建ての住宅】

単位：円（税込）

区 分	手数料
単独申請	49,500
併願申請	16,500

別表 2【共同住宅等】

単位：円（税込）

区 分		住戸数：N	手数料
① 住戸部分	単独申請	2～10 戸	55,000 + N × 9,900
		11～30 戸	88,000 + N × 6,600
		31 戸以上	187,000 + N × 3,300
	併願申請	単独申請の 2 分の 1 の額とする	
② 共用部 (共用部分の床面積 (㎡))	単独申請	300 未満	66,000
		300 以上～1,000 未満	105,600
		1,000 以上～5,000 未満	132,000
		5,000 以上	198,000
	併願申請	共用部が併願申請の対象となる場合は、単独申請の 2 分の 1 の額とする	

※ 共用部分の審査を行う場合は①+②の金額、行わない場合は①の金額とする。

【別表 1、2 共通】

併願申請とは、協会に以下のいずれかの業務を併せて申請するものをいう。（協会が既に評価書等を交付した場合で、本業務の基準に適合することが確認でき、かつ、その計算結果に変更がない場合も含む。）

なお、併願申請のうち一の業務には単独申請の手数料を適用する。

- ・建築物エネルギー消費性能適合性判定（軽微変更該当証明申請を含む）
- ・設計住宅性能評価
- ・長期使用構造等確認
- ・低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査